

警察署協議会会議録

戸畑警察署協議会

開催年月日時	令和7年9月29日 午後3時00分 から 令和7年9月29日 午後4時10分 まで	
開催場所	戸畑警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、交通管理官、総務課長、会計課長、生活安全課長、刑事課長、警備課長、地域課長、事務局
議事概要		
【会長挨拶要旨】 残暑が続く厳しい暑さの中、戸畑警察署の皆さんにおかれましては市民の安全安心のために職務に精励されましたこと、改めて感謝申し上げます。 本日は情勢報告の後、非常に手口が巧妙化、多様化している「特殊詐欺の発生状況」について、生活安全課長にご説明をいただく。 また、9月21日から9月30日までは秋の交通安全県民運動期間であり、その重点項目の一つである「飲酒運転撲滅」のために、本日は協議会委員のみなさんに「飲酒運転通報訓練」を体験していただきたいと思います。 本日もよろしくお願いします。 【署長挨拶要旨】 先般、秋の交通安全県民運動の最中に本県警察官が飲酒した後、車を運転し、逮捕されるという事案が発生した。 日頃から飲酒運転撲滅に取り組まれている皆様方に大変申し訳なく、この場をお借りして深くお詫びを申し上げます。 署員一同、戸畑区の安全安心に向けて、より一層仕事に邁進していきたいと思っているため、協議会委員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。 【議事】 ○ 情勢報告（総務課長） ○ 特殊詐欺等の発生状況（生活安全課） ○ 飲酒運転通報訓練（交通課） 【質疑応答】 ○ 委員から「一時停止違反取締りについて」の質疑があり、交通管理官から「事故の重大化の要因の速度超過違反に加え、横断歩行者妨害違反、一時停止違反等の交差点関連交通違反取締りに重点をおいて取締りを行っている。管内の事故多		

議 事 概 要

発場所や子供、高齢者の通行が多い場所や時間帯を中心に取締りを行っているが、今後は要望のあった場所についても警らを強化し取締りを実施していく。」旨回答した。

- 委員から「遮光カーテンについて」の質疑があり、交通管理官から「運転席等のカーテンは運転者の視野を妨げることから道路交通法第55条第2項の違反となる。遮光カーテン等を取り付けた車について、警察官が現認した際は、停車させ確認をしている。」旨回答した。
- 委員から「運転中のスマホ使用取締りについて」の質疑があり、交通管理官から「交通指導係による交通指導取締り、交番員との連携によるミニ検問やパトロール活動等を通じて徹底した取締りを実施していく。」旨回答した。
- 委員から「飲酒運転の現行犯逮捕と検挙の違いについて」の質疑があり、交通管理官から「現行犯逮捕というのは、犯人の身柄を拘束することで、検挙は身柄を拘束する逮捕だけでなく、身柄拘束なしで捜査を進める書類送検等も含むものである。」旨回答した。
- 委員から「交差点の信号機の間隔が短いので長くしてほしい場合の対応について」の質疑があり、交通管理官から「要望があった交差点の信号機の状態や付近の交通量等を見て、検討することは可能である。」旨回答した。
- 委員から「交差点の横断歩道の前に看板があり、その陰に歩行者が隠れて見えないことがあるが、看板の移動等は可能なのか。」の質疑があり、交通管理官から「固定式看板は道路使用許可が必要となるが、移動式看板の場合は必要ないため、要望として看板設置者へ申し入れすることとなる。」旨回答した。

【閉会】

以上で令和7年度第2回戸畑警察署協議会を閉会する。